



Monthly Topics ①

1台あたり最大3万円の補助

省エネ家電買い替え補助金



☎八尾市省エネ家電買い替え促進事業補助金コールセンター ☎991-2180 (平日9時~17時) FAX924-0182

二酸化炭素排出量の削減や電気代などの負担を減らすため、既存のエアコンや冷蔵庫を省エネ性能の高い製品に買い替えを行い、自宅に設置した人を対象に、1台あたり最大3万円を補助します(1世帯2台まで)。

■対象製品

- ・省エネ基準達成率(2027年度目標)が100%以上であるエアコン
- ・省エネ基準達成率(2021年度目標)が100%以上である冷蔵庫
- ※1世帯あたり2台まで

■補助対象経費 対象製品の購入および設置にかかった費用

■補助額 補助対象経費の2分の1または3万円のいずれか低い額

■対象者(すべての条件にあてはまる人)

- ・買い替え時点で市内在住の人
- ・7月11日~12月31日に市内の実店舗で新品の対象製品を購入し、かつ市内の自宅に設置が完了した人
- ・同一世帯でこの補助金を受けていない人
- ・世帯全員が市税を滞納していない人

■申請期間 7月28日~来年1月4日【予算が上限に達し次第終了】

■申請方法 申請書と領収書の写しなどの必要書類を、**電子申請**または郵送で提出

※必要書類などの詳細は市ホームページをご覧ください。申請書は市ホームページからダウンロード可。



■申請先 〒541-0047大阪市中央区淡路町4-4-11 アーバネックス淡路町ビル2階**八尾市省エネ家電買い替え促進事業事務局**

補助金交付までの流れ



Monthly Topics ②

住民税均等割のみの課税世帯に支給します

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

☎八尾市臨時特別給付金コールセンター ☎990-3090 (平日9時~17時) FAX990-3091

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税均等割のみ課税世帯など)に対し、市独自の支援策として1世帯につき3万円を支給します。

対象

基準日(令和5年6月1日)時点で本市に住民登録があり、**世帯全員の令和5年度の住民税所得割が課税されておらず、かつ世帯内に住民税均等割のみが課税されている人を含む世帯など。**

※住民税所得割が課税されている人の扶養親族のみからなる世帯などを除く。

申請

対象世帯に対して8月下旬(予定)以降に、手続きに関する書類を送付します。

※9月中旬までに届かない場合は、お問合せください。



※上記内容は変更となる場合があります。詳細は決まり次第、市政だよりや市ホームページでお知らせします。